

大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月10日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第55号

大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則（平成20年大和市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害を有し」を「身体に障がいのある児童であつて、」に、「の児童」を「のもの」に、「に対し、その児童の」を「に対する」に改め、「ための機能訓練」の次に「並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第6項に規定する未熟児（以下「未熟児」という。）に対する指導及び助言（以下「助言指導」という。）」を加え、「機能訓練嘱託員」を「大和市機能訓練嘱託員（以下「機能訓練嘱託員」という。）」に改める。

第4条中「1人」を「2人以内」に改める。

第5条第2項中「市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に機能訓練嘱託員を解嘱することができる」を「年度の途中で就任した機能訓練嘱託員の任期は、当該年度の末日までとする」に改め、同項各号を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項第1号中「障害」を「障がい」に改め、同項第3号中「機能訓練」の次に「及び助言指導」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 本市に居住している未熟児に対する助言指導の実施に関すること。

第6条第2項中「機能訓練」の次に「及び助言指導」を加え、「5日」を「6日」に、「60日」を「72日」に改め、「要訓練児童」の次に「及び未熟児の」を加え、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（解嘱及び辞任）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、機能訓練嘱託員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められた場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、機能訓練嘱託員として不適格であると認められた場合

- 2 機能訓練嘱託員は、自己の都合により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。